

平成二十年国土交通省令第六十七号

海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令	海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令
	海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十五条第一項、第二項第五号、第三項第三号及び第五号並びに第四項、第三十八条、第三十九条第一項並びに第三十九条の四第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令を次のように定める。 （日本船舶・船員確保計画の認定の申請）
第一条 海上運送法（以下「法」という。）第三十五条第一項の規定により日本船舶・船員確保計画の認定を申請しようとする者は、第一号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。	第一条 海上運送法（以下「法」という。）第三十五条第一項の規定により日本船舶・船員確保計画の認定を申請しようとする者は、第一号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。
	2 前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。 一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類 イ 定款及び登記事項証明書 ロ 最近の事業年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書 ニ 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類 イ 定款の謄本 ロ 株式の引受け又は出資の状況又は見込みを記載した書類 三 個人にあつては、次に掲げる書類 イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し ロ 資産調査書
3 第一項の場合において、法第三十六条のうちの表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（前項に規定する書類を除く。）をそれぞれ添付するものとする。	3 第一項の場合において、法第三十六条のうちの表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（前項に規定する書類を除く。）をそれぞれ添付するものとする。
	船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可
船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可	船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可
	同規則第二十五条第二項各号に掲げる書類
第六十条第二項様式による船員派遣事業許可有	第六十条第二項様式による船員派遣事業許可有

可の有効期間の号様式による船員派遣事業計画更新	可の有効期間の号様式による船員派遣事業計画更新
	船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可
船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可	船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可
	同規則第二十五条第二項各号に掲げる書類
第六十条第二項様式による船員派遣事業許可有	第六十条第二項様式による船員派遣事業許可有
	同規則第二十五条第二項各号に掲げる書類

可の有効期間の号様式による船員派遣事業計画更新	可の有効期間の号様式による船員派遣事業計画更新
	船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可
船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可	船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可
	同規則第二十五条第二項各号に掲げる書類
第六十条第二項様式による船員派遣事業許可有	第六十条第二項様式による船員派遣事業許可有
	同規則第二十五条第二項各号に掲げる書類

可の有効期間の号様式による船員派遣事業計画更新	可の有効期間の号様式による船員派遣事業計画更新
	船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可
船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可	船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可
	同規則第二十五条第二項各号に掲げる書類
第六十条第二項様式による船員派遣事業許可有	第六十条第二項様式による船員派遣事業許可有
	同規則第二十五条第二項各号に掲げる書類

可の有効期間の号様式による船員派遣事業計画更新	可の有効期間の号様式による船員派遣事業計画更新
	船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可
船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可	船舶職業安定法（昭和二十三年二十三年運輸省令第三十二号）法律第三十三号様式による船員派遣事業（号）第五十五条許可申請書、同規則第四号様式第一項の許可
	同規則第二十五条第二項各号に掲げる書類
第六十条第二項様式による船員派遣事業許可有	第六十条第二項様式による船員派遣事業許可有
	同規則第二十五条第二項各号に掲げる書類

開始の日から起算して一年ごとに作成し、当該期間の経過後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

2 前項の報告書には、当該報告書に記載する日本船舶について、報告に係る認定日本船舶・船員確保計画の計画期間内において他人が作成する日本船舶・船員確保計画及びその実施状況に関する前項の報告書に記載されないことを証する書類を添付するものとする。

3 認定日本船舶・船員確保計画に準日本船舶（法第三十八条第七項に規定する準日本船舶をいう。以下この項及び次項において同じ。）の確保に係る事項が記載されている場合には、第一項の報告書には、前項に規定するもののほか、当該認定事業者が運航する全ての準日本船舶の名称、国際海事機関船舶識別番号及び同条第五項の規定による準日本船舶の認定（次項において単に「認定」という。）の日を記載した書類を添付するものとする。

4 国土交通大臣は、前項の書類に記載された準日本船舶のうちに、法第三十四条第一項に規定する日本船舶・船員確保基本方針に基づき日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に関する措置に関連して実施される準日本船舶の確保に関する措置の対象となる準日本船舶（以下この項において「特定準日本船舶」という。）に該当するものがある場合には、速やかに、当該認定事業者に対し、次に掲げる事項を記載した確認証を交付するものとする。

一 当該認定事業者の住所及び氏名（法人にあつてはその住所、名称及び代表者の氏名）
二 特定準日本船舶に該当する準日本船舶の名称、国際海事機関船舶識別番号及び認定の日
三 前号の準日本船舶ごとに、特定準日本船舶に該当する期間

（検査員証）
第十三条 法第三十七条の六第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員的身分を示す証票は、第五号様式によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（計画期間の特例）

2 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度において法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計

画の認定の申請をする場合であつて、当該事業年度から法第三十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合における法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、第四条の規定にかかわらず、当該事業年度開始の日から五年とする。

附 則（平成二十四年二月一日国土交通省令第八七号）

（施行期日）

1 この省令は、海上運送法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十二月十一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票及び第三条の規定による改正前の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五号様式による証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票及び第三条の規定による改正後の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五号様式による証票とみなす。

附 則

（平成二五年三月三〇日国土交通省令第一七号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に海上運送法第三十五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた日本船舶・船員確保計画についての同条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合については、この省令による改正後の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二九年九月二九日国土交通省令第五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二九年十月一日）から施行する。

（証票等に関する経過措置）

第四条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様

式による証票及び同令第十三号様式による証票並びに第五条の規定による改正前の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五号様式による証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票及び同令第十三号様式による証票並びに第五条の規定による改正後の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五号様式による証票とみなす。

附 則（平成三〇年二月二六日国土交通省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に海上運送法第三十五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた日本船舶・船員確保計画についての同条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合については、この省令による改正後の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、海産物の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月二十日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日国土交通省令第三七号）

（施行期日）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に海上運送法第三十五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた日本船舶・船員確保計画についての同条第二項第五号の国土交通省令で定める事項及び同条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合については、この省令による改正後の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第二条及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和五年六月三〇日国土交通省令第五一号）

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

第一号様式（第1条関係）

第一号様式（第1条関係）

日本船舶・船員確保計画の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 閣 下

位 所
氏名又は名称
代表者の氏名

議上議否計算3条第1項の規定により、下記の日本船舶・船員確保計画の認定を申請します。

記

1. 日本船舶及び船員の確保の目標

2. 計画期間

3. 日本船舶・船員確保計画の認定により受けようとする支那開港

4. 日本船舶及び船員の確保の内容

5. 日本船舶及び船員の確保の計画に必要な資金の調達その他の調達方法

6. 計画期間開始の日において日本船舶確保計画の目的に関する船舶の状況

7. 日本船舶・船員確保計画の実施に当たって特に留意すべき事項（備考）

用紙の大きさは、日本郵政規格A4とする。

第二号様式（第3条関係）

第二号様式（第3条関係）

（申請書及び承認書）（一様書）

日本船舶・船員確保計画の認定申請書

年 月 日

閣 下

国土交通大臣 閣 下

位 所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記の認定申請書及び関係書類に記載の日本船舶・船員確保計画について、議上議否計算3条（関係第3項）において準用する場合がある。）の規定に基づき、認定しましたのことで通知します。

記

1. 申請年月日

年 月 日

2. 認定した日本船舶・船員確保計画の内容

支那の名称

（備考）この通知書は、大切に保管しておくべき。

第三号様式（第6条関係）

第三号様式（第6条関係）

（申請書及び承認書）（一様書）

日本船舶・船員確保計画の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 閣 下

位 所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記の日本船舶・船員確保計画について、下記の通り変更したので、議上議否計算3条の規定により、認定を申請します。

記

1. 変更しようとする日本船舶・船員確保計画の範囲

【認定申請書第1項】

年 月 日

2. 変更しようとする事項

【認定申請書第2項】

年 月 日

3. 変更しようとする理由

4. 当該日本船舶・船員確保計画の実施状況（備考）

用紙の大きさは、日本郵政規格A4とする。

第四号様式（第12条関係）

第四号様式（第12条関係）

（申請書及び承認書）（一様書）

日本船舶・船員確保計画の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 閣 下

位 所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記の日本船舶・船員確保計画の実施状況について報告します。

記

1. 日本船舶・船員確保計画の範囲

【認定申請書第1項】

年 月 日

2. 報告に係る計画の期間

3. 日本船舶・船員確保計画の認定により受けようとする開港

4. 日本船舶及び船員の確保の確保の目標の達成状況

5. 申請した日本船舶及び船員の確保の確保の内容

6. その他変更すべき事項（備考）

用紙の大きさは、日本郵政規格A4とする。

